

年金料率 & 標準報酬月額改定があります⚠

いつもお世話になっております。

さて、今年も厚生年金保険料が9月分より改定されます。

(料率は全国一律で、H29年9月まで毎年改定されます。)

旧料率 17.120% ➡ **新料率 17.474%**

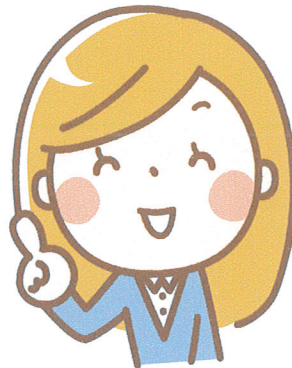
会社と従業員と折半になるので、実際にそれぞれが負担する年金保険料率は **8.737%** です。

保険料翌月徴収の事業所様は10月に支払う給与から、当月徴収の事業所様は9月に支払う給与から変更になります。また、賞与については支給日が**9月1日**以降の場合、当月徴収・翌月徴収に関わらず新料率が適用されます。ご注意ください⚠

さらに、算定基礎届による標準報酬月額の改定も9月分からです。

上記の料率変更と同様に、保険料翌月徴収の事業所様は10月に支払う給与から、当月徴収の事業所様は9月に支払う給与から算定基礎届決定通知書に記載の標準報酬月額に変更となります。

(但し、7月~9月改定の月額変更届も提出している場合は、月額変更で改定された標準報酬月額が算定基礎届より優先されます。)



毎年感じる事ですが、9月分社会保険料は料率と標準報酬月額の改定ダブルパンチで本当にややこしいですね ㊦

この時期の給与計算はいつにも増して緊張感がありますが、間違いないようスタッフ間でのダブルチェック等工夫しながら今年も進めていきたいと思っております！

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。